

労働者派遣個別契約書

派遣先 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「甲」という。）と派遣元（以下「乙」という。）は、労働者派遣個別契約書を次のとおり締結する。本個別契約に定めのない事項については、甲が定める「JAXA労働者派遣契約標準約款」が適用されるものとする。

年 月 日

管理の都合上、日付は派遣開始日とする。
ただし、契約相手方選定後から派遣開始日までに3~4週間（最低でも2週間）は確保すること。

甲 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
調達部長 **【調達部長名】** 印

乙 (住所)
(会社名)
(代表者名) 印

| | | |
|------------|------------|---|
| 派遣先 | 名 称 | 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 |
| | 所 在 地 | |
| | 派遣先責任者 | 【役職 氏名 電話番号】 (※人事異動等で変更があった場合には、書面で通知する) |
| 派遣元 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| | 許可番号・許可年月日 | 派 一 年 月 日 |
| 就業条件 | 派遣元責任者 | 【役職 氏名 電話番号】 (※人事異動等で変更があった場合には、書面で通知する) |
| | 苦情処理担当者 | 【役職 氏名 電話番号】 (※人事異動等で変更があった場合には、書面で通知する) |
| 派遣料金等 | 組織単位 | 【部署名 部署責任者の役職】 |
| | 指揮命令者 | 【役職 氏名 電話番号】 (※人事異動等で変更があった場合には、書面で通知する) |
| | 苦情処理担当者 | 【役職 氏名 電話番号】 (※人事異動等で変更があった場合には、書面で通知する) |
| 就業期間 | 派 遣 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| | 業務内容 | 契約件名： 契約番号： 仕様書番号：J X - P S P C - |
| 派遣人数 | 責任の程度 | |
| | 就業場所 | 【事業所名、建屋名、階、電話番号等】 |
| | 派 遣 人 数 | 人 |
| 就業時間及び休憩時間 | 就業日及び休日 | 就業日： 法定休日： 法定外休日： なお、月内で週〇日勤務した場合の勤務合計日数を超えない限りにおいて、甲乙の合意により勤務日を同月内で移動できるものとする。 |
| | 就業時間及び休憩時間 | 就業時間：～：、休憩時間：～： なお、実働8時間を超える場合は他に15分間の休憩時間を与える。 |
| 時間外及び休日労働 | | 業務の都合により、時間外労働及び・休日労働を依頼することがある。時間外労働は派遣先就業日に一日7時間30分を超える時間、一週40時間を超える時間とし、派遣先の就業時間割に基づき15分単位で指揮命令する。 |
| | | 法定労働時間を超える場合は、派遣元の36協定等に基づき、1日 時間、1ヶ月 時間、1年 時間の範囲内とする。また、休日労働がある場合は、月 回の範囲内とする。 |

| | |
|------------------------------------|---|
| 派遣料金 | <p>1時間当たり 円 (消費税別途) に、以下に定める割合を乗じた額とする。</p> <p>時間内 : 100／100</p> <p>時間内 (深夜 (22時以降翌朝5時まで)) : 125／100 [←就業時間の設定上、存在しない場合は削除]</p> <p>時間外 : 125／100</p> <p>時間外 (深夜) : 150／100</p> <p>時間外 (月60時間超) : 150／100</p> <p>時間外 (深夜、月60時間超) : 175／100</p> <p>法定外休日 : 125／100</p> <p>法定外休日 (深夜) : 150／100</p> <p>法定休日 : 135／100</p> <p>法定休日 (深夜) : 160／100</p> <p>1時間当たりの割増単価及び精算金額の合計額 (税抜き) を算定する過程で端数が生じた場合はその端数は処理せず、月額小計に消費税を加算した際に1円未満の端数を切り捨てる 것을 원칙とする。</p> |
| 支 払 条 件 | 請求書を受理した日から30日以内に支払う |
| 安 全 衛 生 | 労働安全衛生法の趣旨に沿って、快適な職場環境の形成、保持に努める。 |
| 苦情処理の方法、連携体制等 | 苦情については派遣元・派遣先が連携し、誠意をもって適切且つ迅速に処理するものとし、苦情の申出を受けた側がその結果を派遣労働者に通知するものとする。 |
| 個別契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置 | <p>(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ</p> <p>甲は、専ら甲に起因する事由により、本個別契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ30日以上前に乙に解除の申入れを行うこととする。</p> <p>(2) 就業機会の確保</p> <p>甲及び乙は、本個別契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらないで本個別契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。</p> <p>(3) 損害賠償等に係る適切な措置</p> <p>甲は、甲の責に帰すべき事由により本個別契約の契約期間が満了する前に本個別契約の解除を行おうとする場合において、前項の措置をとれないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが30日以上前に行われなかつたことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該解雇予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、乙及び甲の双方の責に帰すべき事由がある場合には、乙及び甲のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。</p> <p>(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示</p> <p>甲は、本個別契約の契約期間が満了する前に本個別契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、本個別契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。</p> |
| 便宜供与 (福利厚生) | 事業所内の福利厚生施設 (ロッカー、食堂施設) については利用することができる。詳細は、仕様書に定める。 |

| | |
|-----------------------------|--|
| 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置 | <p>〔本個別契約は紹介予定派遣によらないものとし、甲は、派遣期間終了後に引き続き派遣労働者を直接雇用する場合、乙へ事前に通知するが、職業紹介に係る手数料の支払いは要しないものとする。 (←本個別契約が紹介予定派遣によらない場合に選択) /本個別契約は紹介予定派遣によるものとし、甲は、派遣期間終了後に引き続き派遣労働者を直接雇用する場合、乙へ事前に通知する。また、当該職業紹介に係る手数料等が生じる場合は、甲乙協議のうえ別途定めることとする。 (←本個別契約が紹介予定派遣による場合に選択) 〕</p> |
| 派遣労働者を無期雇用又は60歳以上の者に限定するか否か | <p>〔無期雇用かつ60歳以上に限定/無期雇用に限定 /60歳以上に限定/限定しない〕</p> |
| 派遣労働者を労使協定対象派遣労働者に限るか否か | <p>〔派遣労働者は労使協定対象派遣労働者に限定/限定しない〕</p> |